



2021年4月28日

各 位

会 社 名 東京計器株式会社
(コード：7721、東証第1部)
代 表 者 名 取締役社長 安藤 毅
問 合 せ 先 執行役員 山田 茂樹
法務・ガバナンス担当
(TEL. 03-3732-2111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の定時取締役会において、定款一部変更の件について、2021年6月29日開催予定の第90回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

当社は、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を行うために、執行役員制度を導入しております。このたび、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化に向け、業務執行責任の明確化を図るため、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役の役付取締役を廃止するとともに、執行役員制度にもとづく役位にて役付を行うことで整理、一元化を図ることといたします。つきましては、役付取締役の規定を廃止するとともに、役付執行役員に関する規定を追加する等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。下線は変更部分を示します。

現 行 定 款	修 正 事 項
第1条～第24条 (条文省略)	第1条～第24条 (現行どおり)
第25条 (執行役員) 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。 (新設)	第25条 (執行役員) 1. 取締役会は、その決議によって、執行役員を定め、業務を分担して執行させることができる。 2. <u>取締役会は、その決議によって、執行役員の中から社長執行役員及びその他の役付執行役員を定めることができる。</u>
第26条 (<u>代表取締役及び社長</u>) 1. <u>取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</u> 2. <u>取締役会の決議により代表取締役又は執行役員の中から社長1名を選定する。</u>	第26条 (<u>代表取締役</u>) 取締役会の決議により監査等委員でない取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 (削除)
第27条 (<u>役付取締役</u>) <u>取締役会において必要と認めるときは監査等委員でない取締役中から副社長1名及び専務取締役、常務取締役若干名を選定することができる。</u>	(削除)

(次頁に続く)

現 行 定 款	修 正 事 項
<p>第28条（会社の業務執行） 代表取締役は法令、定款並びに取締役会の決議に従い会社の業務を執行し会社を代表する。<u>社長</u>は会社の業務を統轄し取締役会に対して業務の報告をなすものとする。代表取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が代理し、<u>社長</u>に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役又は執行役員が代理する。</p> <p>第29条～第52条（条文省略）</p>	<p>第27条（会社の業務執行） 代表取締役は法令、定款並びに取締役会の決議に従い会社の業務を統轄し会社を代表する。<u>社長執行役員</u>は取締役会の決議に従い会社の業務を執行し取締役会に対して業務の報告をなすものとする。代表取締役に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が代理し、<u>社長執行役員</u>に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役又は執行役員が代理する。</p> <p>第28条～第51条（現行どおり）</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2021年6月29日
定款変更のための効力発生予定日 2021年6月29日

以 上